徳島県監査委員公表第１２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定に基づき，徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成２７年６月１９日

徳島県監査委員　川　村　廣　道
同　稲　田　米　昭
同　原　　孝　仁
同　藤　田　元　治
同　中　山　俊　雄

監査結果の公表年月日	平成２７年２月４日

監　査　の　結　果	講　じ　た　措　置
＜公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会＞ 会計処理において，公益法人会計基準に基づき行われていないものがある。今後，組織の見直し，研修の充実を図り，早急に適正な処理ができる体制を整える必要がある。	今回の指摘を受け，公益法人会計基準に基づく会計処理が適切に行なえるよう職員を配置するとともに，公益法人会計ソフトの導入や公認会計士によるチェック・指導を毎月受けることとした。